

安全データシート

整理番号： CHP12
作成： 2013/01/31
改訂： 2017/04/01

商品名： ナフテゾール160

1. 化学物質等及び会社情報

化学品の名称： ナフテゾール160
会社名： JXTGエネルギー株式会社
住所： 〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
担当部門： 添付資料参照
(TEL:添付資料参照, FAX:添付資料参照)
緊急連絡電話番号： 添付資料参照
推奨用途： 工業用溶剤等

2. 危険有害性の要約

特有の危険有害性： この商品は、記載の法令に該当しますので、該当する法令の内容を確認し取扱ってください。
危険物第4類 第2石油類(消防法 危険物)
引火性物質 (労働安全衛生法 施行令 危険物 引火性の物)

GHS分類	区分
引火性液体	区分3
急性毒性(経口)	区分外
急性毒性(経皮)	区分外
急性毒性(吸入：粉塵・ミスト)	区分外
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	区分外
吸引性呼吸器有害性	区分1

GHSラベル要素

絵表示：



注意喚起語： 危険
危険有害性情報： 引火性液体及び蒸気
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
注意書き： 安全対策 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。
容器を接地すること/アースをとること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。
皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 無理に吐かせないこと。 火災の場合：消火するために有効な消火剤を使用すること。
保管	容器を密閉しておくこと。 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。 施錠して保管すること。
廃棄	内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 化学物質
成分及び含有量

成分名称	含有量 wt. %	CAS#	化審法	安衛法		化管法	毒劇法
			官報公示 番号	官報公示 番号	通知物質	指定物質	毒物劇物
ナフテン系炭化水素 C _n H _{2n} , C _n H _{2n+2} (n=9~11)	≥99	64742-47-8	9-1689	公表	安衛法通知物質-551*	非該当	非該当
n-ノナン	6.9	111-84-2	2-9	公表	安衛法通知物質-432	非該当	非該当

※：本製品は、特別の精製工程により芳香族留分をナフテンに変えているため、ミネラルスピリットとは組成が異なっているが、沸点範囲の観点から、安衛法通知物質-551を付与した。

4. 応急措置

吸入した場合：	新鮮な空気の場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。 呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、呼吸道を確認した上で人工呼吸を行う。
皮膚に付着した場合：	直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹸水で洗う。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
眼に入った場合：	清浄な水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低15分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合：	無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。 口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。
予想される急性症状及び遅発性症状：	吸入すると、めまい、し眠、頭痛、吐き気。 皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤。 目に接触すると、発赤、痛み。 飲み込むと、腹痛、頭痛、吐き気。
最も重要な徴候症状：	嘔吐中に、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし、致命的となることがある。
応急措置をする者の保護：	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。火気に注意する。
医師に対する特別な注意事項：	現在のところ有用な情報なし。

5. 火災時の措置

消火剤：	霧状の強化液、粉末消火剤、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂が有効である。 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
使ってはならない消火剤：	棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
特有の危険有害性：	燃焼の際は黒煙、一酸化炭素等が生成される。
特有の消火方法：	火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。

消火を行う者の保護

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
 消火作業は、風上から行い必ず保護具を着用する。
 消火作業を行う者は、空気呼吸器などの保護具を着用し、酸素欠乏および有害ガスから身をまもること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置：

消火用器材を準備する。

作業の際には消火用保護具を着用する。
 風下の人を退避させ、漏出場所から人を遠ざける。ロープ等を張り関係者以外立ち入り禁止とする。
 作業者は適切な保護具（8. ばく露防止及び保護措置の項を参照）を着用し、風上から作業する。

環境に対する注意事項：

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
 下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。

封じ込め及び
浄化の方法及び機材：

海上に流出した場合は吸収材に吸収させる。多量の場合には、オイルフェンスを張って拡散を防ぎ回収すると同時に海上保安部に連絡する。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

危険でなければ漏れを止める。乾燥した土、砂や不燃材料で覆い、更にプラスチックシートで飛散を防止する。

少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。

大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。

二次災害の防止策：

漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。漏洩物を完全撤去、区域換気と清掃を行う。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：

指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。

熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。

皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。

8. ばく露防止及び保護措置に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気：

室内で取り扱いを行う場合は、十分な換気を行う。蒸気の発散源を密閉する設備、又は局所排気装置を設ける。

換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

安全取扱注意事項：

混触危険物質と接触しないよう注意する。（10. 安定性及び反応性を参照。）

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

静電気対策を厳重に行い、作業服、作業靴は導電性の良いものを使用する。

流動によって静電気が発生する場合があるので、出し入れの容器にはアースを取る。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずるなどの取扱いをしてはならない。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

保管

安全な保管条件：

直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。

容器を密閉し、空気との接触を避ける。保管場所に施錠すること。

危険物の表示をして保管する。

保管場所は火気厳禁とする。

使用済みの容器は風通しの良い一定の場所を定めて集積保管する。

安全な容器包装材料：

危規則第39条の3で定めるところによる容器に収納し貯蔵する。

容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策： 屋内の取扱い場所は、発生源の密閉化又は局所排気装置を設置する事が望ましい。
取扱い場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は静電気対策をする。
取扱い場所の近くに洗眼器、シャワーを設け、その位置を表示する。

含有成分の管理濃度・許容濃度

成分名称	厚生労働省(安衛法)	日本産業衛生学会 (2012)	ACGIH (2013)	
	管理濃度	許容濃度	TLV-TWA	TLV-STEL
ナフテン系炭化水素 C_nH_{2n} , C_nH_{2n+2} (n=9~11)	未設定	未設定	未設定	未設定
n-ノナン	未設定	200ppm, 1050mg/m ³	200ppm	未設定

保護具

呼吸用保護具： 適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具： 適切な手袋(不浸透性保護手袋)を着用する。
眼の保護具： 適切な保護めがねを着用すること。
皮膚及び身体の保護具： 適切な顔面用保護具を着用すること。
一切の接触を防止するには適切な手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の保護具を適宜着用すること。
適切な衛生対策： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観 物理的状态： 液体
形状： 液体
色： 無色透明
臭い： 特徴臭
臭いのしきい(閾)値： データなし
pH： データなし
融点・凝固点： データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲： 150-180(°C)蒸留試験
引火点： ≥40(°C)タグ密閉式
自然発火温度： データなし
蒸気圧： データなし
蒸気密度： データなし
蒸発速度： データなし
密度： 0.740-0.790(g/cm³)(15°C)
溶解度： 水：難溶
その他のデータ： 動粘度： 0.94 mm²/s (40°C)

10. 安定性及び反応性

化学的反応性、化学的安定性： 可燃性である。
通常取り扱い及び保管条件では、安定である。
危険有害反応可能性： 自然発火性、水との反応性共になし。
酸化性なし。
避けるべき条件： 混触危険物質との接触。
加熱。

混触危険物質： 酸化剤等。
 危険有害な分解生成物： 燃焼の際は煙、一酸化炭素、二酸化炭素を発生する。
 その他： 現在のところ有用な情報なし。

1 1. 有害性情報

急性毒性（経口）： LD50: >15000 mg/kg[ラット]^{a)}
 急性毒性（経皮）： LD50: >2000 mg/kg[ウサギ]^{b)}
 急性毒性（吸入）： LD50: > 5.76 mg/L[ラット]^{c)}
 皮膚腐食性及び皮膚刺激性： ウサギを用いた試験（OECD TG 404）の適用時間4時間、観察期間24、48、72時間のDreize Scoreの平均は紅斑=0.2、浮腫=0.0（IUCLID（2000））、他のウサギを用いた試験（OECD TG 404 GLP）のDreize Scoreの平均は紅斑=1.7、浮腫=0.7（IUCLID（2000））または刺激性なし（IUCLID（2000））の結果から、区分外とした^{d)}。
 眼に対する重篤な損傷性
 又は眼刺激性： ウサギを用いた試験（GLP）では「刺激なし=Not irritating」（IUCLID（2000））であることから、区分外とした^{d)}。
 生殖細胞変異原性： Diesel fuelのマウスの吸入ばく露による優性致死試験（生殖細胞 in vivo 変異原性試験）とDiesel 2（CAS No:64742-47-8）のDMSOおよびcyclohexane/DMSO抽出物のマウスの経口投与による骨髓細胞小核試験（体細胞in vivo変異原性試験）の結果は陰性（ATSDR（1995））であるが、分類対象物質については抽出物の試験結果しかなく、また複数指標のin vitro変異原性試験陽性のデータもないことから分類できないとした。なお、Keroseneのラットの腹腔内投与による骨髓細胞染色体異常試験（体細胞in vivo変異原性試験）の結果は陰性であるが、動物および標的臓器での毒性の記載がなく確定できないとしている（ATSDR（1995））。また、in vitro変異原性試験：エームス試験においてはDiesel 2（CAS:64742-47-8）のDMSOおよびcyclohexane/DMSO抽出物で陽性の結果が得られている（ATSDR（1995））^{d)}。
 吸引性呼吸器有害性： 炭化水素であって、40℃における動粘度が0.94mm²/sである。飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ（区分1）

1 2. 環境影響情報

生態毒性
 急性毒性（魚類）： 情報なし
 慢性毒性（魚類）： 情報なし
 残留性・分解性： 情報なし
 生体蓄積性： 情報なし
 土壌中の移動性： 情報なし
 オゾン層への有害性： 情報なし

1 3. 廃棄上の注意

廃棄方法： 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 空容器を廃棄するときは、内容物を除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制：	国連分類：	クラス3
	国連番号：	1993
	品名（国連輸送名）：	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.
	容器等級：	III
国内規制：	下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。	
	陸上輸送 消防法 危険物 第4類 第2石油類 危険等級III	
	労働安全衛生法 危険物 引火性の物	
	海上輸送 船舶安全法 告示別表第1 引火性液体類	
	航空輸送 航空法 告示別表第1 引火性液体	
輸送の特定の安全対策及び条件：	車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人へイエローカードを携帯させること。	
	運送容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の表示をする。	
	指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し、消火設備を備える。	
	陸上輸送の場合、運送時の積み重ね高さは 3m 以下とする。	
	第1類及び第6類の危険物及び高圧ガスを混載しない。	
	輸送用容器（タンカー、タンク車、タンクローリーを除く）は危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定めたものを使用する。	
	その他関係法令の定めるところに従う。	
緊急時応急措置指針（ERG）番号：	128	

15. 適用法令

消防法：	危険物・第4類引火性液体・第2石油類非水溶性液体、危険等級III危険物
安衛法：	表示対象物、通知対象物、危険物・引火性の物
水質汚濁防止法：	油分排出規制
下水道法：	鉱油類排出規制
海洋汚染防止法：	第三条二「油」
廃掃法：	特別管理産業廃棄物判定基準物質
船舶安全法：	引火性液体類
航空法：	引火性液体

16. その他の情報

参考文献等：	a) IUCLID (2000)
	b) LOLI Database
	c) Naphthesol-160 : Acute Inhalation Toxicity (Nose Only) Study in the Rat, SafePharm Laboratories (2001)
	d) NITE GHS
免責文：	安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として取扱う事業者提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。